

生駒市空き家等の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、生駒市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年3月生駒市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(情報提供)

第3条 条例第6条の規定による情報提供は、空き家等に関する情報提供書（様式第1号）を市長に提出する方法によるほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

(立入調査)

第4条 市長は、条例第7条第2項の規定による立入調査（以下「立入調査」という。）を行うときは、あらかじめ空き家等の所有者等に対して立入調査実施通知書（様式第2号）により立入調査を行う旨を通知するものとする。

2 市長は、空き家等の所有者等が判明しないときは、前項の規定による通知に代えて立入調査を行う旨を告示するものとする。

3 条例第7条第3項に規定する身分を示す証明書は、様式第3号による。

(勧告)

第5条 条例第9条第2項の規定による勧告は、空き家等改善勧告書（様式第4号）により行うものとする。

(命令)

第6条 条例第10条第1項の規定による命令は、空き家等改善措置命令書（様式第5号）により行うものとする。

(公表の方法)

第7条 条例第11条第1項の規定による公表は、市役所前の掲示場への掲示、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第8条 条例第11条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、口頭であることを市長が認めたときを除き、空き家等改善措置命令に係る公表に対する意見書(様式第6号)を提出させて行うものとする。

2 市長は、前項の意見書の提出期限(口頭により意見を述べる機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当の期間において、空き家等の所有者等に対し、意見陳述機会の付与通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(戒告)

第9条 行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(様式第8号)により行うものとする。

(代執行令書)

第10条 行政代執行法第3条第2項の代執行令書は、様式第9号による。

(証票)

第11条 行政代執行法第4条の証票は、様式第10号による。

(空き家等適正管理委員会)

第12条 条例第15条第1項の生駒市空き家等適正管理委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理

する。

6 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

7 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

8 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（施行の細目）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。